

第2章 在留資格

1 在留資格の基礎知識

在留資格とは

在留資格とは、外国人が日本に在留するための資格です。全部で38種類あり、在留資格ごとに行うことのできる活動内容が決まっています。(図表1)

就労活動についても、(1)就労が可能な在留資格と、(2)就労が認められない在留資格に分けられます。(1)就労が可能な在留資格は、さらに以下の3種類に分類されます。

(1) 就労が可能な在留資格

① 就労が認められる在留資格(活動制限あり)

在留資格ごとに従事できる活動(業務)内容が決まっており、基本的に、異なる在留資格の活動(業務)に従事することはできません。

(例)小中学校等で教師として勤務する場合の在留資格「教育」では、一般企業の会社員として就労活動をすることはできない。

② 身分・地位に基づく在留資格(活動制限なし)

永住者や日本人の配偶者等は、業種や業務内容などの制限がなく、雇用時に新たに在留資格の手続きを行う必要はありません。

③ 就労の可否は指定される活動によるもの

法務大臣が個々に指定した活動により、就労の可否が決まります。予め告示で類型化されているものもあります。

※就労を目的とした在留資格は、「就労ビザ」と呼ばれることもありますが、本来ビザとは入管法上の「査証」を意味し、外国人が日本に入国(上陸)するときに必要な推薦状のことです。「在留資格」とは異なるものですので、混同しないように注意しましょう。

[図表1] 在留資格一覧(2026年3月現在)

(1) 就労が可能な在留資格	
① 就労が認められる在留資格(活動制限あり)	
外交	研究
公用	教育
教授	技術・人文知識・国際業務
芸術	企業内転勤
宗教	介護
報道	興行
高度専門職1号イ・ロ・ハ	技能
高度専門職2号	特定技能1号
経営・管理	特定技能2号
法律・会計業務	技能実習1号イ・ロ
医療	技能実習2号イ・ロ
	技能実習3号イ・ロ
② 身分・地位に基づく在留資格(活動制限なし)	
永住者	③ 就労の可否は指定される活動によるもの
日本人の配偶者等	
永住者の配偶者等	
定住者	
(2) 就労が認められない在留資格(注)	
文化活動	研修
短期滞在	家族滞在
留学	

(注) 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内でアルバイト就労が認められる。

在留カードの見方

日本に在留資格をもって在留する外国人のうち、中長期在留する方は、中長期在留者(※1)に該当し、「在留カード」を常に携帯しなければいけません。(※2) 在留カードには、外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地などの個人情報に記載されています。外国人材を採用する際に、特に確認が必要な項目は図表2のとおりです。

(※1) 中長期在留者とは、下記のいずれにも該当しない外国人をいいます。

- ①「3か月(3月)」以下の在留資格が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の日本にある事務所(台北駐日経済文化代表処等)若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方、デジタルノマド及びその配偶者・子
- ⑤特別永住者
- ⑥在留資格を有しない人

(※2) 16歳未満の中長期在留者については、携帯義務がありません。

【図表2】外国人材を採用する際に確認すべき在留カードの項目

在留資格
在留資格の欄には、外国人が持っている在留資格が記載されます。

在留カード番号
出入国在留管理庁のウェブサイトの「在留カード等番号失効情報照会」で在留カード番号が失効していないかを確認できます。




就労制限の有無

- 在留資格が「留学」や「家族滞在」の方の在留カードには「就労不可」と記載されていますが、在留カード裏面の資格外活動許可欄に「許可」の記載があれば、許可の範囲内でアルバイト就労が可能です。(詳細はP.15の資格外活動をご確認ください。)
- 就労可能な在留資格を持っている外国人は「在留資格に基づく就労活動のみ可」と記載されます。(在留資格で認められている就労活動以外の就労活動をする方について、資格外活動許可を保持している場合もあります。)
- 「永住者」や「日本人の配偶者等」などの身分・地位に基づく在留資格を持つ外国人は「就労制限なし」と記載されます。

在留期間

在留資格をもって在留する者が日本に在留できる期間のことです。在留期間の更新許可申請等の申請を行うことなく、ここに記載されている日を1日でも超えてしまうと、不法滞在の状態となります。

資格外活動許可欄

※在留カードの確認は、内定後に行うようにしてください。(P.23)

Point!

不法就労者を雇用するとどうなるか?

不法就労とは

次のようなケースが「不法就労」に該当します。

1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

- (例) ◆ 就労資格のない人や在留期限の切れた人が働く
◆ 退去強制されることが既に決まっている人が働く

2 出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

- (例) ◆ 観光等の短期滞在目的で入国した人が働く
◆ 留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

3 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

- (例) ◆ 外国料理のシェフや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場作業員として働く
◆ 留学生が資格外活動として許可された時間数を超えて働く

不法就労助長罪とは

不法就労した本人だけでなく、不法就労させた事業主も「不法就労助長罪」により処罰の対象となります。

- 1 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為
- 2 外国人に不法就労活動をさせるために、その外国人を自己の支配下に置く行為
- 3 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為、又は2の行為に関しあつせんする行為

罰則：3年以下の懲役・300万円以下の罰金、またはその両方

外国人材を雇用する場合には必ず在留カードの確認をしてください。また、出入国在留管理庁ウェブサイト上にある在留カード等番号失効情報照会ページでは、**在留カード番号が失効していないかを確認できます。在留カードが偽変造されたものでないかを確認できる「在留カード等読取アプリケーション」[※]もリリースしているほか、操作方法を紹介する動画も公開中(右記バーコード参照)です。**

(※)ご利用の際には、名義人本人の同意を得た上で在留カード等の提示を受ける必要があります。

<https://www.youtube.com/watch?v=nF3Ati19QIY>



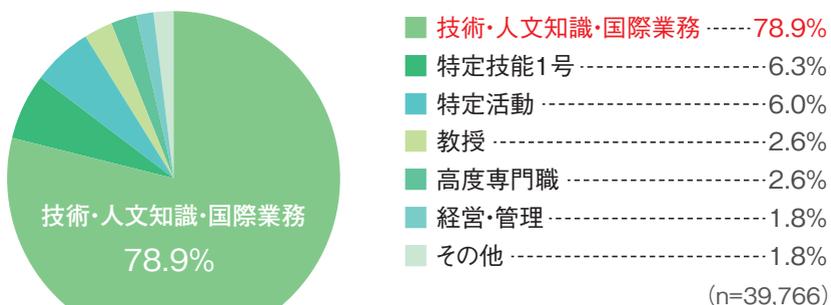
2 就労を目的とした在留資格

就労を目的とした在留資格のうち、一般的なものをピックアップしてご紹介します。

技術・人文知識・国際業務

就労を目的とした在留資格の中で、最も一般的なものです。頭文字をとって「技人国(ぎじんこく)」と呼ばれることもあります。外国人留学生が就職する場合は、この在留資格を取得することが多いです。

[図表3] 留学生の変更許可後の在留資格(令和6年)



(出典) 出入国在留管理庁2025年度版「出入国在留管理」

高度専門職(1号・2号)

高度な知識・スキルにより日本の経済発展に貢献する外国人のための在留資格です。この在留資格を有する外国人材は「高度人材ポイント制」に基づき、在留期間や就労制限に関して優遇措置が与えられています。また、令和5年4月から「特別高度人材制度(J-Skip)」が導入され、これまでの「高度人材ポイント制」とは別途、学歴又は職歴と、年収が一定の水準以上であれば「高度専門職」の在留資格を付与し、「特別高度人材」として現行よりも拡充した優遇措置を認めることとなりました。「高度人材ポイント制」については、出入国在留管理庁発行のリーフレット「高度人材ポイント制による出入国在留管理上の優遇制度(※1)」、「特別高度人材制度(J-Skip)(※2)」については、出入国在留管理庁ホームページをぜひチェックしてみてください。

(※1) 高度人材ポイント制による出入国在留管理上の優遇制度
https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiaact_3_index.html

(※2) 特別高度人材制度(J-Skip)
https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri01_00009.html



特定活動(告示46号)

令和元年5月に創設されました。本邦の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用的能力等を活用することを前提とし、「技人国」では許可されなかった一般的なサービス業務や製造業務を行うことも可能です。

ただし、日本の大学卒業業者・大学院修了者かつ日本語能力試験N1又は、BJTビジネス日本語能力テストで480点以上を有することが条件となるため、注意が必要です。

特定技能(1号・2号)

深刻化する人手不足に対応するため、介護、ビルクリーニング、リネンサプライ、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、物流倉庫、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業、資源循環の19分野について一定の専門性・技能を有する即戦力となる外国人材の受入れを可能にする在留資格で、1号と2号があります。

上記赤字となっている11の分野において、2号特定技能外国人の受入れが可能です。なお、1号と2号の特徴はそれぞれ以下の[図表4]のとおりです。

※リネンサプライ、物流倉庫及び資源循環は、令和8年1月23日に分野別運用方針の閣議決定をもって新たに特定産業分野として追加されました。省令等の準備が整い次第、運用を開始しますが、受入れ開始時期については、出入国在留管理庁のホームページでお知らせします。

特定技能制度ホームページ
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/index.html>



[図表4] 特定技能1号・2号の特徴

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を要する技能(試験等で確認(※1))	熟練した技能(試験等で確認)
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力(試験等で確認(※1)) 介護、自動車運送業(タクシー・バス)及び鉄道(運輸係員)分野は別途要件あり	— (※2)
在留期間	通算で原則5年を上限 ※妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く ※相当の理由があると認められる場合は6年を上限 (3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新)	上限なし (3年、2年、1年または6か月ごとの更新)
転職	可能(転職しようとする分野の技能水準等を満たしていることが必要)	

(※1) 技能実習2号を良好に修了した外国人は特定技能1号について試験等免除
(※2) 令和9年4月1日から試験等による確認が必要

技能実習(1号・2号・3号)

技能実習は、日本での就労そのものを目的とするのではなく、母国への技能等の移転による国際貢献を目的とした在留資格で、外国人が日本の産業や職業上の技術・知識を働きながら学ぶためのものです。技能実習2号を良好に修了した場合、その技能実習の職種・作業内容と関連性が認められる特定技能1号については、許可を受けるために必要な技能水準・日本語能力水準を確認する試験が免除されます。

技能実習制度については育成就労制度の施行に伴い廃止となります。育成就労制度は、令和9年4月1日施行です。経過措置として、以下に該当する場合は施行日後も技能実習の実施が可能となります。

- ①施行日前に入国し、施行日時点で現に技能実習を行っている場合
- ②施行日前に技能実習計画(施行日から3か月以内に開始)の認定申請をしている場合

育成就労(令和9年4月1日施行)

令和9年4月1日から運用開始される育成就労制度は、日本の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする制度です。育成就労制度と特定技能制度に連続性を持たせることで、外国人が日本で就労しながらキャリアアップできる分かりやすい制度を構築するとともに、外国人を労働者としてより適切に権利保護するという観点から、技能実習制度では認められなかった外国人本人の意向による転籍を一定の条件の下で認めることなどを定めており、長期にわたり日本の産業を支える人材を確保することを目指すものです。

育成就労制度ホームページ

https://www.moj.go.jp/isa/applications/index_00005.html


資格外活動

「留学」や「家族滞在」の在留資格では原則として働くことはできませんが、「資格外活動許可」を取得することでアルバイト就労が可能になります。

※資格外活動は、在留資格ではありません。

【アルバイト就労】週28時間以内

留学生は夏季休暇など教育機関が学則で定める長期休暇期間中であれば、入管法令上1日8時間以内



※風営法の規制対象となる業態や店舗(クラブ・スナック・バー・パチンコ店など)では、たとえ皿洗いや清掃などの裏方作業であったとしても就労することはできません。

[図表5] 就労が可能な主な在留資格

2026年3月時点更新

主な在留資格	目的	業務内容(例)	学歴要件	日本語能力	給与水準	転職	家族帯同
技術・人文知識・国際業務	就労	<ul style="list-style-type: none"> エンジニア 技術開発 企画・財務・会計 マーケティング 営業 通訳・翻訳 貿易業務 	国内外の大学・大学院卒業 日本国内の専修学校卒業 <small>(専門士又は高度専門士と称することができる者に限る。)</small>	従事する職種によって異なる	日本人と同等以上	可能	可能
高度専門職(1号・2号)(高度人材ポイント制度)	就労	<ul style="list-style-type: none"> 研究、研究指導、教育 経営・管理 「技術・人文知識・国際業務」のうち、自然科学又は人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務 <small>※上記内容を主活動とし、関連する事業経営等を併せて行うことが可能</small>	—	従事する職種によって異なる	年収300万円以上 <small>(一部を除く)</small>	可能	可能
特定活動(告示46号)	就労	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設での接客 飲食店・小売店での接客 介護 タクシードライバー <small>※主に上述のサービス・製造業務のみに従事することは認められず、外国人客に対する通訳・翻訳業務・企画立案、製造現場での外国人スタッフへの作業指示などを兼務する必要あり。</small>	日本国内の大学・大学院卒業	JLPT ※1 N1 または BJT ※2 480点以上 <small>(試験結果必要)</small>	日本人と同等以上	可能	可能
特定技能	就労	<ul style="list-style-type: none"> 外食業(接客、飲食物調理、店舗管理) 建設(土木、建築ほか) 宿泊業(宿泊施設におけるフロント、接客ほか) 	—	生活や業務に必要な日本語能力	日本人と同等以上	可能	不可
				JLPT N4以上等 <small>(試験結果必要)</small> ※3 — <small>※外食業・漁業分野はJLPT N3以上(試験結果必要)</small>			
技能実習(1号・2号・3号) ※4	国際貢献・技能移転	<ul style="list-style-type: none"> パン製造作業 とび作業・左官作業 寝具製作作業 電気めっき作業 ほか <small>※2号以降に移行する場合は特定の職種・作業のみ(91職種167作業)</small>	—	— <small>※介護職種は試験結果必要</small> ※5	日本人と同等以上	原則不可 <small>※6</small>	不可

※1 JLPT…日本語能力試験 ※2 BJT…BJTビジネス日本語能力テスト

※3 介護、自動車運送業(タクシー・バス)、鉄道(運輸係員)分野は、別途要件あり ※4 育成就労制度の導入に伴い廃止

※5 技能実習1号時:JLPT N4以上等 技能実習2号時・3号時:JLPT N3以上等

※6 実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍が可能

3 在留資格「技術・人文知識・国際業務」の申請におけるポイント

一般的な在留資格である「技術・人文知識・国際業務」を例として、主な許可の要件、申請にあたってのおおまかなフロー、必要書類について確認していきます。申請手続きについては雇用主の十分なサポートが重要になります。

在留資格を新たに取得する場合

図表6は、「技術・人文知識・国際業務」で特に問題となる許可基準を簡略化したものです。このほかにも基準がありますので、出入国在留管理庁のウェブサイト(※)なども参照してください。

(※) 各種手続案内

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/index.html>



[図表6] 在留資格「技術・人文知識・国際業務」の主な許可基準

(1) 技術・人文知識分野で在留資格を取得する場合

業務内容	自然科学・人文科学分野の技術・知識を要する業務
学歴・職歴	以下のいずれかに該当している ・従事しようとする業務に関連する科目を専攻して、大学(短大を含む)・高等専門学校や、日本の専修学校の専門課程を卒業(専門士又は高度専門士と称することができる者に限る。) ・10年以上の実務経験(学校での専攻期間を含む)
契約関係	日本の会社等との雇用契約(等の契約)に基づいた業務活動
報酬	日本人と同等以上の報酬

(2) 国際業務分野で在留資格を取得する場合

業務内容	外国の文化に基盤を有する思考・感受性を必要とする業務活動(翻訳、通訳、語学指導、広報、宣伝、海外取引業務、服飾や室内装飾デザイン、商品開発などの業務に従事)
職歴	3年以上の実務経験 ※大学(短大を含む)の卒業者が翻訳・通訳・語学指導の業務に従事する場合は、不要
契約関係	日本の会社等との雇用契約(等の契約)に基づいた業務活動
報酬	日本人と同等以上の報酬

- ◆ 業務内容……一定水準以上の専門的な技術・知識・能力を必要とするものでなければなりません。たとえば、店舗での接客はこのような業務に当たりません。ただし、採用当初に行うOJTについては、一般的には、業務習熟のために必要な研修として認められることとなります。その場合でも、研修計画等の資料が求められる場合があります。

在留資格を変更する場合、在留期間を更新する場合

在留資格を変更する場合や在留期間を更新する場合には、変更・更新が相当と認めるに足りる相当の理由(相当性)が必要です。

※この要件では、申請者の行おうとする活動、在留状況、在留の必要性等が総合的に考慮されます。

※変更・更新の場合にも、基本的に、図表6にある基準は満たしている必要があります。

例えば、留学生を採用する際は、既に「留学」という在留資格を有していることから、在留資格の変更が必要ですが、以下のような点が審査されます。

- 【例】◆ 従事する業務に必要な技術・知識を専攻して大学等を卒業しているか
- ◆ 日本人と同等以上の給与が支払われるか
- ◆ 留学中に資格外活動許可で認められた就労条件(原則週28時間以内)を遵守しているか等



コラム 許可事例・不許可事例

出入国在留管理庁のウェブサイトでは、許可事例、不許可事例が紹介されていますので参考にしてください。



◆ 許可事例

工学部を卒業した者が、電機製品の製造を事業内容とする企業との契約に基づき、技術開発業務に従事するもの。経営学部を卒業した者が、コンピューター関連サービスを事業内容とする企業との契約に基づき、翻訳・通訳に関する業務に従事するもの。

◆ 不許可事例

教育学部を卒業した者から、弁当の製造・販売事業を行っている企業との契約に基づき現場作業員として採用され、弁当加工工場において弁当の箱詰め作業に従事するとして申請があったが、当該業務は人文科学の分野に属する知識を必要とするものとは認められず、「技術・人文知識・国際業務」の該当性が認められないため不許可となったもの。

(出典) 出入国在留管理庁

「[技術・人文知識・国際業務]の在留資格の明確化等について」

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan69.html

※事例は別紙3参照

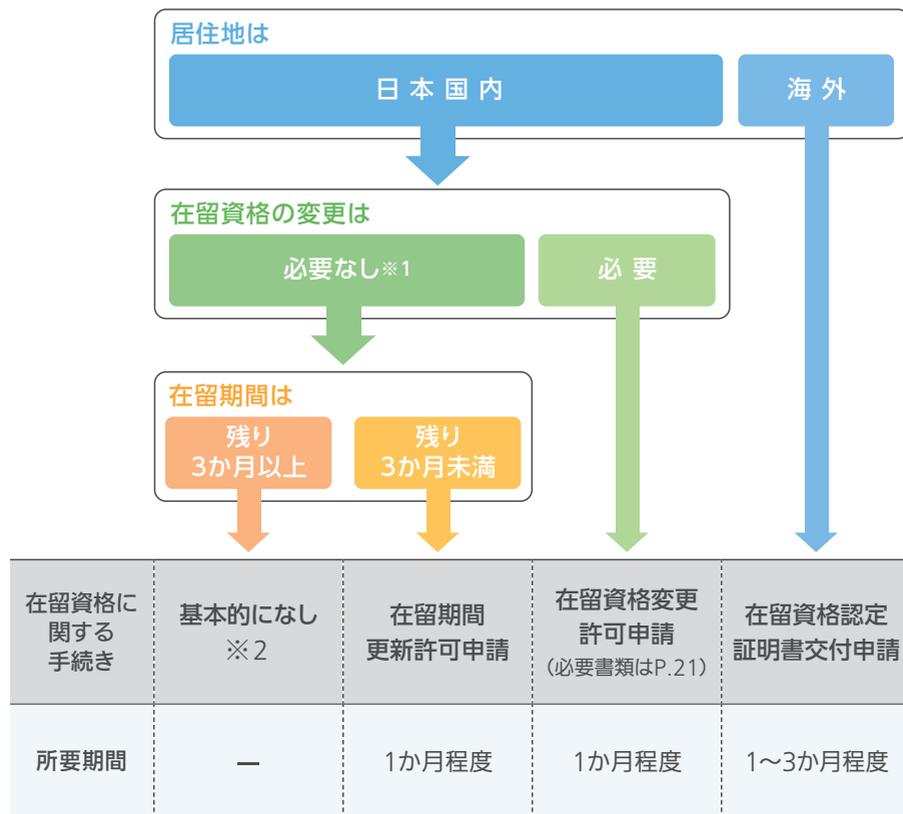


在留資格に関する手続きの大まかなフロー

在留資格の手続きは、採用する外国人材の居住地(日本・海外)や、日本在住の場合には現在の在留資格の種類によって異なります。図表7を参考に、こういった在留資格の手続きが必要なのかを判断しましょう。

なお、在留資格に関する手続きが無事に完了し入社を迎えた際には、各機関への届出等の手続きが必要になります。(P.43参照)

[図表7] 在留資格に関する手続きの大まかなフロー



※1 身分や地位に基づく在留資格や、既に他社で「技術・人文知識・国際業務」で働いており、転職後も技人国で入社予定の場合等

※2 義務ではありませんが、転職に際し、「就労資格証明書」を取得しておくこと、次回の在留期間更新がスムーズに受けられます。



コラム 海外にいる外国人材を採用する場合

採用する外国人材が海外にいる場合、「在留資格認定証明書」の交付手続きと「査証」(ビザ)の発給申請が必要になります。これら一連の手続きについてしっかりと押さえておきましょう。

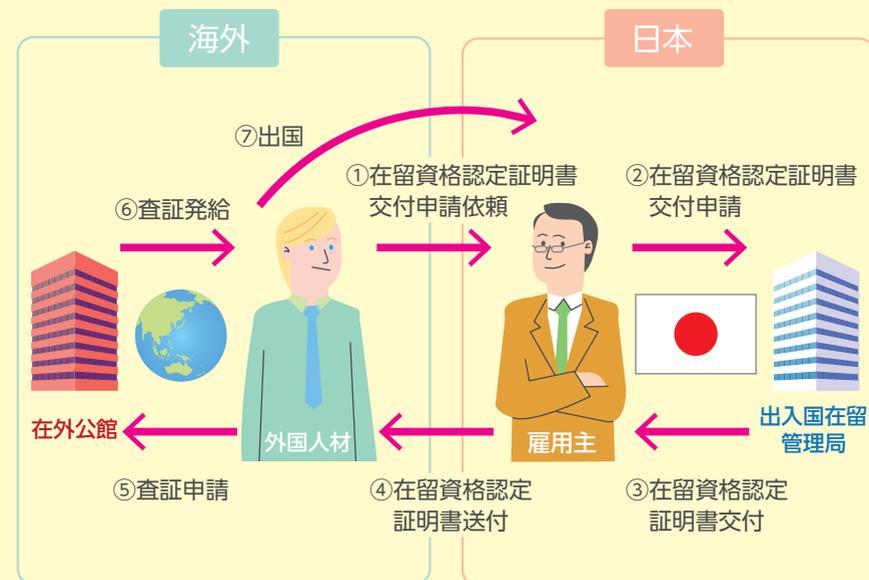
(1) 採用が決まったら

まずは日本にいる雇用主が代理人として出入国在留管理局に「在留資格認定証明書」の交付申請を行いましょ。

(2) 「在留資格認定証明書」交付後

外国人材本人が海外の日本大使館や領事館等に査証(ビザ)の発給申請を行います。

[図表8] 海外にいる外国人材を日本に招へいするフロー



「技術・人文知識・国際業務」の在留資格変更許可申請に必要な書類

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格変更・在留期間更新・在留資格認定証明書交付申請などの出入国在留管理に関する申請手続きに必要な提出書類は、雇用主が図表9のどのカテゴリーに分類されるかによって異なります。

なお、図表10に記載しているカテゴリーごとの提出書類は出入国在留管理庁が公表しているもので、個別の事案ごとに追加書類を求められる場合があります。

【図表9】雇用主の企業カテゴリー（在留資格変更許可申請時）

区分(所属機関)	
カテゴリー1	<ul style="list-style-type: none"> ① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 日本又は外国の国・地方公共団体 ④ 独立行政法人 ⑤ 特殊法人・認可法人 ⑥ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦ 法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業(イノベーション創出企業) ⑨ 一定の条件を満たす企業等
カテゴリー2	<ul style="list-style-type: none"> ① 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人 ② カテゴリー2と同様の添付資料をもって申請を行うことを希望し、カテゴリー審査に係る資料を提出した上、在留申請オンラインシステムの利用申出が承認された機関 ③ 「留学」からの在留資格変更であって次のいずれかに該当する者(派遣形態での雇用の場合を除く) <ul style="list-style-type: none"> a. 本邦の大学院、大学又は短大卒業(予定)者 b. 海外の優秀大学卒業生 c. 「留学」から就労資格に変更して就労し、その後当該所属機関において在留期間更新した者を現に受け入れている機関において就労する者 <p>※詳細は下記ウェブサイト参照</p>
カテゴリー3	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く)
カテゴリー4	上記のいずれにも該当しない団体・個人

(出典) 出入国在留管理庁ウェブサイト
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/gijinkoku.html>



【図表10】在留資格変更許可申請に最低限必要な提出書類

(●=外国人材が準備する書類、○=企業が準備する書類)

必要書類	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
在留資格(変更許可)申請書	●	●	●	●
証明写真(1枚)	●	●	●	●
パスポート(原本)	●	●	●	●
在留カード(原本)	●	●	●	●
専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証明する文書 ※専門学校卒業者の場合のみ	●	●	●	●
四季報(写し)、または日本の証券取引所に上場していることを証明する文書(写し)、主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書(写し)、イノベーション創出企業であることを証明する文書、一定の条件を満たす企業であることを証明する文書	○			
前年分の給与と所得の源泉徴収票等の法定調書合計表		(○) ※1	○	
提出書類省略に関する説明書(「留学」から「技術・人文知識・国際業務」又は「研究」への変更)(参考様式)		(○) ※2		
労働条件を明示する文書(労働契約書など)			○	○
学歴・職歴を証明する文書(卒業証明書、履歴書、在職証明書など)			●	●
登記事項証明書			○	○
事業内容を明らかにする資料(会社パンフレットなど)			○	○
直近の年度の決算文書(写し)			○	○
法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする資料				○

※1 「提出書類省略に関する説明書」がある場合は任意

※2 「法定調書合計表」がある場合は任意

その他申請書だけでは書ききれない詳しい事業内容や職務内容、学校で学んだ内容との関連性など補足説明資料として「雇用理由書」、「申請理由書」を任意で提出することも可能です。